第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

○法務省訓令第２号

地方入国管理局長
地方入国管理局支局長
地方入国管理局出張所長
地方入国管理局支局出張所長

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第12号の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年４月１日　　法務大臣　谷垣　禎一

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成13年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「第２条第11号、第12号、第12号の２」を「（昭和26年政令第319号）第２条第11号から第12号の２まで」に、「、第69条の２、」を「及び第69条の２並びに」に、「第25条の３、第57条の２第２項及び第61条の２第８号、第15号」を「（昭和56年法務省令第54号）第25条の２、第57条の２並びに第61条の２第８号及び第15号」に改める。

第２号中「３級以上の入国審査官」を「２級以上の入国審査官（２級の入国審査官にあっては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の４第１項又は第81条の５第１項の規定により採用されたものに限る。）」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。